

告示第119号Ⅱ第2に規定する所管行政庁が認めるもの

平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号Ⅱ第2に規定する所管行政庁が認めるものは次のものとする。

- 一 愛知県が定める特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱第4条の規定により提出した「特定外建築物環境配慮計画書」において、愛知県建築物総合環境性能評価システム（CASBEEあいち又はCASBEEあいち〔戸建〕）を用いて行ったライフサイクルCO₂（温暖化影響チャート）の評価が「緑☆☆☆」以上かつ、建築物（すまい）の環境効率（BEEランク&チャート）の評価が「B+」以上のもの。

附則

- 1 平成24年12月4日 施行